

— 2010年度—
東松山市の施策と予算編成に関する要望書

東松山市長
坂本祐之輔様

2009年12月21日
日本共産党東松山市委員会
同 東松山市議団

はじめに

政府と財界によって進められてきた新自由主義経済政策に基づく大企業優先、外需主導の政策は、昨年9月のアメリカの金融危機に端を発したアメリカ経済の戦後最大の景気後退にともなって破綻しました。

現在進行している世界的な金融危機と過剰生産恐慌の下で、世界各国は国際的な協調によって、とりあえずの金融・財政的対応を行っていますが、全体として過剰生産恐慌から抜け出すにいたっていません。

政府・財界が唱えていた「大企業や大資産家の経済活動を活性化させることで、やがて国民にも富が滴り落ちる」という「トリクルダウン理論」は、法人税や所得税の最高税率引き下げの根拠とされ、さらに、自公政権による10兆円規模の借金による自動車や電機産業などの大企業救済策の根拠とされてきましたが、結局、これらの政策は大企業には巨大な富の蓄積を、国民には格差と貧困をもたらしたただけでした。

国民の暮らしと尊厳を踏みにじる政府・財界の「構造改革路線」によって、医療・福祉・雇用などの諸分野で国民の負担は増大し、国民の格差と貧困が広がり、労働者＝消費者の購買力は奪われ、その結果、商品は売れず、過剰投資、過剰生産に陥っています。さらに、民間企業の給与削減と雇用調整という名のリストラ、今年6月と12月の公務員給与の引き下げは、国民の購買力の低下をさらに押し進め、デフレの圧力は止まらず、日本の国内景気は最悪の状態に落ち込んでいます。

8月の総選挙で、国民はこのような自公政権の政治にノーの審判を下し、民主党中心の新政権を選択しましたが、公約に反する後期高齢者医療制度の引き伸ばしや社会保障の財源を付回しで国民の負担に求める政治姿勢に批判や不満が高まり、内閣支持率は低下しています。

地方政治では、民主党政権はこれまでの自公政権が進めてきた「究極の構造改革」といわれる道州制の導入を「地域主権国家」という名の下に継承する立場を明らかにしつつあります。民主党政権も地方財政への締めつけを一層強めようとしています。

一方、地方自治体では、「財政難」を理由に、低所得者や高齢者、障害者など社会的弱者を守る社会保障制度を後退させ、住民の「生存権」が脅かされています。このような事態は生活保護費の増額や受給者の激増や税の滞納者の増加などに現れています。

こうした中で、今、市政に求められているのは、際限のない公共サービスの民営化や市職員の削減と労働強化ではなく、教育や福祉に関わる国庫補助負担金の廃止・縮小、地方交付税の一方的な削減に強く反対し、住民の基本的権利の保障と財政責任、地方財源の拡充を国に強く求めながら、雇用・福祉・介護・医療の充実、教育の向上、暮らしの安全確保などの市民本位の市政を推進することではないでしょうか。

つきましては、以上の私たち日本共産党の基本的な考え方についてご理解をいただき、来年度の予算編成に当たって、次に掲げる切実な市民要望、提案について格別のご配慮をいただけますようお願い申し上げます。

以上

(一) 平和憲法を守り、地方自治の本旨に基づく民主的市政を推進すること

1、平和憲法を守り、住民自治を推進すること

- ① 憲法を遵守、特に9条を守り、いかなる形の戦争にも協力しないこと。
- ② 国民主権の原則を厳守し、天皇の元首化や美化につながる行為は行政として一切行わないこと。
- ③ 国際平和都市宣言の街として、広く市民に平和の尊さをアピールする施策を積極的に行うこと。そのために、積極的な事業を行なうよう支援すること。
- ④ 「人権教育」に名をかりた「集会所事業」はやめること。
- ⑤ 住民サービスの低下など合併による弊害が明らかになっている今、合併しなくても、地方自治輝く東松山市を住民とともに築くこと。
- ⑥ 市町村合併への対応については、地方自治の本旨である住民自治を尊重し、住民投票とすること。
- ⑦ 「国民保護法」は新に国民を守るのではなく、あらゆる市民を戦争に巻き込む内容である。国に撤回を求めること。
- ⑧ 平和のための戦争展 in 比企」など積極的に支援すること。
- ⑨ 「県平和資料館」を広く活用するためのさらなる具体策を講じること。

2、地方自治の本旨に基づく民主的市政を推進すること

- ① 法人住民税の課税にあたり、不均一課税とすること。
- ② 市職員の増員を図り、「行革プラン」に基づく人員削減は行わないこと。
- ③ 職員の専門的力を高めるための研修の場を保障し、職員の創意や発案・提案を積極的に取り入れること。
- ④ 同一労働同一賃金を基本とし、正規職員とパート職員との格差の是正を図り、パート職員の雇用の安定を図ること。
- ⑤ 所得の低い高齢者の生活を守るため、高齢者世帯に対する個人市民税や国保税などについて、法定減免だけでなく市独自の軽減策を講ずること。
- ⑥ 情報公開条例は市民の知る権利を保障し、充実するために情報公開の対象を広げること。政策過程など行政情報を広く住民に公開すること。
- ⑦ 市民が市政情報を入手しやすくなるように、市庁舎、図書館、市民活動センターなど公共施設にインターネットコーナーを設置すること。
- ⑧ 官製ワーキング・プアーを生み出す要因にもなる指定管理者制度については、安易に導入しないこと。すでに導入されている施設については常に実態を把握し、直営に戻すことも含めて点検・見直しを図ること。
- ⑨ 指定管理者の選定にあたっては、公共性の確保、労働法遵守に努め、市民サービスを後退させず公的責任を果たすこと。

(二)住民福祉を充実し、子育ても老後も安心な市政を

1、高齢者が安心して暮らせる医療、介護の充実を

- ① 高齢者への最悪の差別医療制度であり、国も見直し・廃止を公約している「後期高齢者医療制度」の早期の中止・撤回を国に求めるとともに、県・広域連合に負担軽減を求めること。
- ② 滞納者に資格証明書の発行はしないよう「広域連合」に強く求めること。
- ③ 介護サービスが増えると保険料にはね返るという仕組みを見直し、国庫負担の増額を国に強く求めること。
- ④ 市独自の介護保険料の減免制度を創設すること。
- ⑤ 民間任せにしない介護基盤の整備を図ること。市は介護の公的責任を果たすこと。
- ⑥ 市が委託する介護サービス事業者に対し、サービス内容の指導・監督責任を適切に果たすこと。
- ⑦ 高齢者の「自立支援・介護予防事業」への予算を増額し、ヘルパーを増員するなどサービスの拡充を図ること。

2、安心して子育てできる市政をすすめること

- ① 「子どもの最善の利益」が尊重される市政を推進するために、検討課題としている「市子どもの権利条例」を早期に制定すること。
- ② 直接契約制度の導入や最低基準の緩和・撤廃など保育制度の改悪行わないよう国に求めること。
- ③ 保育園待機児の解消のため、認可保育園を増設すること。しかし、安易な幼保一元化は行わないこと。
- ④ 公立保育園に正規職員を増やすとともに、同一労働同一賃金の原則に立って、パート職員の労働条件を正規職員並に整備すること。
- ⑤ 公立民間を問わず、保育内容の低下をきたさない条件整備を行うこと。
- ⑥ 公立保育園の民営化を行わず、公的責任を果たすこと。
- ⑦ 民間保育園の職員給与等労働条件については、公私格差是正を図るため、運営費補助の増額を図ること。
- ⑧ 公私立すべての保育園に保健師・看護師を巡回派遣できる体制の整備を図ること。
- ⑨ 長時間保育、病児保育、緊急一時保育、障害児保育の実施に対し、職員体制の充実を図ること。
- ⑩ 家庭保育室への運営費補助を増額し、保護者に対する保育料補助制度を創設すること。
- ⑪ 経済不況の今、保育料の引き上げはしないこと。
- ⑫ 公立学童保育事業への指定管理者受託業者に対し、市は指導・監督責任を適切に果たすこと。

- ⑬ 市民活動団体等の学童保育指導員に対し、専門性にふさわしい処遇と研修に対し助成すること。
- ⑭ 本来ならば市が責任を負うべき学童保育事業を担っている非営利市民活動団体の老朽化した施設の建て替えや改修に対し、市独自の補助制度を創設すること。
- ⑮ 中学・高校生の居場所を保障する児童館の建設をすすめること。

3、障害者の生活と権利を守り、社会参加の促進を図ること

- ① 「障害者自立支援法」を廃止し、応益負担をやめるよう国に働きかけること。
- ② 住民税非課税世帯の利用料負担に対する市独自の軽減策を講じること。国・県へも強く要請すること。
- ③ 「市障害者計画」の推進を図るため、「地域自立支援協議会」のさらなる充実を図ること。
- ④ 精神障害者の社会復帰施設や地域生活支援センターを中学校区毎に整備すること。
- ⑤ 精神障害者のホームヘルプサービス、グループホームなど在宅福祉サービスの拡充に努めるとともに、NPOなどの事業所および人材の育成を図ること。
- ⑥ ケアプランの策定は、障害者や家族の立場にたって充実させるよう関係事業所に対して市が指導責任を果たすこと。
- ⑦ 重度心身障害者医療費支給制度の対象者を拡充するよう県に強く働きかけること。
- ⑧ 障害者向け市営住宅、ケア付住宅の建設を促進し、自立を支援すること。県にも同様の建設をさらに働きかけること。

4、市民が安心して暮らせる保健・医療・福祉の充実を

- ① 包括支援センターを中学校区ごとに設置し、相談・訪問指導、在宅支援、介護予防など利用者の立場に立った施策を拡充すること。
- ② 市民が安心してかかれる市民病院の充実・改善をはかるために、
 - 1 地域医療を守る公立病院として存続させること。
 - 2 一日も早く全面的な救急医療体制を再開すること。
 - 3 医師確保に特段の手立てを図ること。
 - 4 医師・看護師・技師などの労働条件の向上に努めること。
 - 5 必要なベッド数を確保し、病院を縮小しないこと。
 - 6 空き施設の利用について、長期療養型病床など、積極的に検討すること。
- ③ 市民の健康増進のため温水プールを建設すること。
- ④ 市が実施するガン検診・脳ドックなど生活習慣病予防検診の受診率を高めるためにも、市独自の助成制度を創設すること。
- ⑤ 小児定期検診と相談体制のより一層の充実をはかること。
- ⑥ 一人暮らしの認知症高齢者世帯等へのきめ細かな在宅支援策の強化をはかること。
- ⑦ 高齢者対応の公設ケア付グループホームの建設を促進すること。

- ⑧ 高齢者世帯のリフォームに助成制度を創設すること。
- ⑨ 配食サービスの民間企業への委託を見直し、地域に支えられたサービスのあり方を継続すること。
- ⑩ 高齢者世帯の小グループでの会食会、空き店舗などを活用しての昼食会など実施すること。
- ⑪ 高齢者が気軽に楽しめるスポーツ施設の充実を図ること。
- ⑫ 国民健康保険会計への繰入金を増やし、高く払えない国保税の引き下げを行なうこと。
- ⑬ 国保税滞納者に資格証明書を発行しないこと。実情をよく調査し、留め置きをせず、無条件に保険証を交付すること。特に子育て世帯に配慮すること。
- ⑭ 国保会計への国の負担を増やすよう、国に強く求めること。
- ⑮ 細菌性髄膜炎予防のために、幼児にヒブワクチン・七価ワクチンの公費による接種を国に求めること。
- ⑯ 乳幼児、一人親家庭、重度障害者の福祉・医療に対する公費負担制度の創設を国に強く求めること。

(三)一人ひとりの子どもが大切にされ、楽しく学べる学校づくりを

- ① 戦前の侵略戦争を肯定し戦後の平和教育をゆがめる教科書は採用しないこと。
- ② 市採用の教職員を増やし、全校・全学年に少人数教育を推進すること。
- ③ 国の責任で30人学級を実施するよう、国に強く求めること。
- ④ 学校図書室に、専任の司書教諭を配置すること。
- ⑤ 教師の長時間過密労働を解消するための対策を早急にたてること。を図ること。
- ⑥ 「労働安全衛生法」に準拠した市独自の管理規定を整備し、労働条件の改善を進めること。
- ⑦ 暴力行為・いじめ・不登校等、生徒指導に関する調査は子どもの人格を尊重する立場に立って慎重に実施すること。保護者の悩みに対し、相談しやすい体制の充実を図ること。
- ⑧ 児童生徒の早朝・放課後活動の実態を調査し、過度なクラブ活動にならないよう指導すること。
- ⑨ 学校教育で、体罰を含む一切の暴力・いじめをなくすこと。
- ⑩ 児童生徒の立場に立った総合教育センターの運営に努めることと併せ、保護者・教師への相談体制の充実を図ること。
- ⑪ 普通教室にエアコンの設置を計画的にすすめること。
- ⑫ 児童数、通学距離など、現状を考慮した通学区の見直しを検討すること。
- ⑬ 市立図書館の館長は専門職を配置し、市採用の司書職員を増やすこと。
- ⑭ 市立図書館は民営化しないこと。
- ⑮ 旧大岡公民館は早急に全面的に有効活用を図ること。

- ⑯ 市内の民俗芸能等の継承・発展を図るとともに、関係団体への助成を増やし、ネットワークの充実を図ること。
- ⑰ 市の貴重な埋蔵文化財を広く市民に公開する機会を増やすこと。
- ⑱ 市民体育館サブアリーナにエアコン及び床暖房を設置すること。
- ⑲ 市立図書館展示室の運営にあたっては市民の芸術・文化活動を共催・後援し、無料化に努めること。
- ⑳ 「なしの花分室」の運営と内容の充実に努め、利用者拡大を図り、廃館しないこと。

(四) 地元中小企業・商業・農業の振興を図ること

- ① 「地域経済振興計画」を早急に策定するよう関係団体や隣接町村との協議を進め、その具体化を図ること。
- ② 市の公共事業や物品購入などは分離・分割発注で地元優先とし、地元の中小企業発注率を向上させること。
- ③ 千葉県野田市などの事例を研究・検討し、適正な労働条件や賃金が確保されるよう公契約条例を制定すること。
- ④ 市発注工事は、制限付一般競争入札の趣旨にそって、下請け業者も市内業者とするよう元受業者を強く指導し、全ての下請業者まで確認すること。
- ⑤ 地域密着型の政策で地域経済を活性化させる住宅リフォーム助成制度を創設すること。
- ⑥ 大型店、大資本系チェーン店の無秩序な出退店を規制する条例を制定すること。
- ⑦ 商店街を活性化させるために駅周辺に市民交流プラザを建設し、公営駐車・駐輪場の整備を総合的に行なうこと。
- ⑧ 商店会や自治会・老人クラブ・福祉団体などと協力し、「空き店舗対策」を積極的に支援すること。
- ⑩ 農協など関係団体と協力し、農業後継者の育成に手厚い支援策を推進すること。
- ⑪ 有機・減農薬を推進し、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援し、安心、安全な農作物の生産を広げること。
- ⑫ 耕作放棄地の発生を防止するとともに、遊休農地の積極的活用を図ること。
- ⑬ 花いっぱい運動を進めるにあたり、花卉園芸農家との連携を図り、地産地消を推進すること。
- ⑭ 北部地域への農産物直売所の設置を働きかけ、市民農園・有機農産物の生産・供給を支援すること。
- ⑮ 地産地消をさらに奨励し、学校、市民病院、福祉施設などの給食に地元農産物の使用を増やすなど、総合的支援策を講じること。

(五) 緑と清流・快適で安全な生活環境づくりを

- ① 県および上流町村との連携を強化し、滑川、市野川、月中川などの更なる浄化を進め、清流と親水環境を取り戻す総合対策を推進すること。
- ② 私有林等を含めた緑地、里山、沼など貴重な自然環境の保全のための具体的な支援策を推進すること。
- ③ 野生の動植物が高密度に生存している鞍掛橋周辺を「ビオトープ」として整備し、市民の環境学習の向上を図ること。
- ④ 環境市民団体の育成ならびにその活動に対する支援を充実すること。
- ⑤ 公園の整備は指定管理者任せにせず、市が主体的に遊具やトイレなどの定期点検を行い、保全に努めること。
- ⑥ 市街地の街角緑化に助成制度を創設すること。
- ⑦ クリーンセンターの改築を進めるにあたり、リサイクルプラザの建設を含む総合的計画を立てること。
- ⑧ 事業系ごみの分別収集について、排出業者及び収集業者への指導を強化し、徹底すること。
- ⑨ 市は学校・病院・福祉施設などと共同し、生ゴミ堆肥化を積極的に主導すること。
- ⑩ 公共施設、交差点、歩車道の段差解消など、高齢者・障害者の立場にたった整備を引き続き促進すること。
- ⑪ 新明小・「きらめきクラブしんめい」周辺の排水溝を歩行者用通路に改善すること。
- ⑫ 自転車道の整備を進め、利用促進する施策を推進すること。
- ⑬ 国道 407 号線、若松町一丁目交差点の歩行者・自転車の安全優先の改良を促進することと併せ、全面的改良を国・県に強く要請すること。
- ⑭ 市道 12 号線(市ノ川通線)の最終工期までの日程を明らかにし、早期完成に努めること。
- ⑮ 和泉町、美土里町、松葉 3・4 丁目の生活道路、下水道の面的整備計画を市民に公開・意見聴取し、早期完成に努めること。
- ⑯ 合併浄化槽への補助金を増額し、国と県に補助金の増額を強く求めること。
- ⑰ 市街化区域内における公共下水道の整備促進はもとより、市街化調整区域内においては、合併処理浄化槽の更なる普及促進を図るため、道路 U 字溝を設置するなどの手立てを講じること。
- ⑱ 公共施設に太陽光発電を設備するなど、積極的な自然エネルギーの活用を図ること。
- ⑲ 市民の太陽光発電設備に対する市の補助制度を創設すること。

(六) 女性の地位向上、真の男女平等を目指して

- ① 「男女共同参画推進条例」を広く市民に周知するとともに、積極的に「市共生プラン」の推進、啓発に努め、施策の充実を図ること。
- ② 「男女共同参画推進センター」を創設するなど、女性のための相談窓口を充実すること。
- ③ 市民団体や関係機関と連携し、性の商品化やセクハラ、DVなどを人権問題として啓発すること。相談体制を充実すること。コンビニエンスストアや性風俗店などへの規制の強化を国・県に要請すること。
- ④ 社会教育、学校教育などあらゆる場で、男女平等教育を推進すること。
- ⑤ 市役所女性職員の能力が発揮できるよう職域を拡大し、女性の管理職登用を増やすこと。
- ⑥ 各種審議会、協議会における女性の登用率35%以上を達成するよう努めること。
- ⑦ 自営業や農業に従事する女性の労賃を正當に評価するため、所得税法第56条を改正するよう国に要請すること。